

「平成25年度における滋賀県による障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るための方針(案)」の概要

○ 趣旨

障害者優先調達推進法の規定に基づく、滋賀県が行う障害者就労施設等からの物品・役務の調達の総合的かつ計画的な推進

○ 方針の適用範囲

県の全ての機関が発注する物品・役務の調達に適用

○ 方針の対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者優先調達推進法に規定する県内の障害者就労施設等
- (2) 社会的事業所
- (3) 滋賀型地域活動支援センター

○ 調達の目標

物品・役務それぞれ平成24年度の実績額を10%上回る額

参考：平成24年度実績額7,129千円(物品5,480千円、役務1,649千円)

○ 調達の推進方法

- (1) 推進体制の整備(障害者優先調達推進連絡調整会議の設置)
- (2) 滋賀県ナイスハート物品購入制度等の活用
- (3) 障害者就労施設等が供給可能な物品・役務の情報収集と提供
- (4) 共同受注窓口の活用
- (5) 障害者就労施設等における受注体制の向上支援

○ 調達方針および調達実績の公表

調達方針および当該年度の調達実績の概要は、県のホームページ等で公表

○ 県が行う契約における障害者の就業を促進するための措置

ナイスハート物品購入制度による障害者雇用促進事業者に対する優先的取扱いや入札参加有資格者名簿における障害者雇用に係る評価の付加等

平成 25 年度における滋賀県による障害者就労施設等からの物品・役務
の調達推進を図るための方針（案）

平成 25 年〇月〇日策定

第 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資するよう、滋賀県が行う障害者就労施設等からの物品・役務の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、特に定義する場合を除き、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

第 3 方針の適用範囲

この方針は、県の全ての機関が発注する物品・役務の調達に適用する。

第 4 方針の対象となる障害者就労施設等

この方針において、「障害者就労施設等」とは以下に掲げるものをいう。

- (1) 障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等（下記ア～キ）であって、県内に所在または居住するもの
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）
 - エ 特例子会社（障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 項に規定する事業所をいう。）
 - オ 重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 項に規定する事業所をいう。）
 - カ 在宅就業障害者
 - キ 在宅就業支援団体
- (2) 「滋賀県社会的事業所設置運営要綱」に基づく社会的事業所
- (3) 「滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱」に基づく滋賀型地域活動支援センター

第5 基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの物品・役務の調達を全庁をあげて推進するものとし、各機関において別表に掲げる品目および具体例を参考に可能な限り幅広い分野の調達に努めるものとする。
- (2) 予算の適切な執行に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

第6 調達の目標

平成 25 年度の障害者就労施設等からの調達目標額は、物品および役務それぞれにおいて平成 24 年度の実績額を 10%上回る額とする。

参考：平成 24 年度実績額 7, 129 千円

(物品 5, 480 千円、役務 1, 649 千円)

なお、物品・役務の調達について複数の障害者就労施設等との間の仲介をまとめて行う共同受注窓口を利用した調達については、契約上障害者就労施設等からの直接の調達ではないが、結果的に障害者就労施設等が供給する物品・役務の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品・役務の調達に準じて取り扱うものとする。

第7 調達の推進方法

(1) 推進体制の整備

調達の推進にあたっては、庁内の連絡会議として、障害者優先調達推進連絡調整会議を設置し、全庁的な連絡調整や物品・役務に関する情報の共有、調達方針の策定および具体的な推進方策の検討等を行う。

(2) 滋賀県ナイスハート物品購入制度等の活用

障害者就労施設等からの物品・役務の調達に際しては、滋賀県ナイスハート物品購入制度による入札および随意契約ならびに地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

(3) 供給可能な物品・役務の情報収集と提供

健康福祉部障害福祉課は、障害者就労施設等が供給できる物品・役務の情報を収集し、県の各機関に提供する。

(4) 共同受注窓口の活用

数量の多い物品・役務を発注する場合などにあっては、円滑な調達を行うため、共同受注窓口を積極的に活用する。

(5) 障害者就労施設等における受注体制の向上支援

障害者就労施設等に対し、物品・役務の品質やサービスの向上、新商品や新サービスの開発、物品・役務に関する情報の提供や供給の円滑化などについて主体的な取組を促すことなどにより、障害者就労施設等における受注体制の向上を支援する。

第8 調達方針および調達実績の公表

- (1) 方針の策定または見直しを行ったときは、県のホームページに掲載する等の方法により公表する。
- (2) 当該年度の調達実績の概要については、会計年度終了後速やかに取りまとめのうえ、県のホームページに掲載する等の方法により公表する。

第9 県が行う契約における障害者の就業を促進するための措置

滋賀県ナイスハート物品購入制度による障害者雇用促進事業者に対する優先的取扱いや、滋賀県が発注する建設工事等についての入札参加有資格者の名簿およびプロポーザル等における落札者決定基準における障害者雇用に係る評価の付加などにより、公契約における障害者の就業を促進するための取組を図る。

第10 その他

(1) 県の主催行事等における配慮

県の各機関が開催する各種行事やイベント等において、物品の販売等を行う際は、障害者就労施設等の販売機会の確保に配慮する。

(2) 業務委託先等における配慮

県立施設の指定管理者や県からの出資法人等に対しても、障害者就労施設等からの物品・役務の調達について理解と協力を求める。

(別表)

【物品および役務の品目例】

| | 品 目 | 具 体 例 |
|--------|--------------|---|
| 物 品 | ①事務用品・書籍 | 筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など |
| | ②印刷 | ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷 |
| | ③食料品・飲料 | パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など |
| | ④小物雑貨 | 衣料・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など |
| | ⑤その他の物品 | 机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プリンター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品 |
| 役 務 | ①清掃・施設管理 | 清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など |
| | ②情報処理・テープ起こし | ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など |
| | ③クリーニング | クリーニング、リネンサプライ など |
| | ④飲食店等の運営 | 売店、レストラン、喫茶店 など |
| | ⑤その他のサービス・役務 | 仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など |